

### 3 社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準等の見直し

勸告	説明図表番号
<p>今回、行政手続法第5条第1項の規定に基づき審査基準を定めるものとされている学校法人、医療法人、社会福祉法人及び企業年金基金の4類型の法人に係る設立の認可及び定款、寄附行為又は規約の変更の認可について審査基準の設定状況等を調査した結果、いずれの所轄庁においても、審査基準が定められ、公にされていた。しかし、次のとおり、社会福祉法人の設立の認可の審査基準等における役員の数について、社会福祉法の規定とは異なる定数が定められている状況がみられた。</p>	
<p>社会福祉法人の理事及び監事の数、社会福祉法第36条第1項において、それぞれ3人以上及び1人以上と定められている。</p>	表3-1
<p>一方、厚生労働省が定めた「社会福祉法人審査基準」<sup>(注1)</sup>及び「社会福祉法人定款準則」<sup>(注2)</sup>では、理事の定数は6人以上、監事の数2人以上となっている。これについて、厚生労働省では、</p>	
<p>① この定数は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条第1項後段の規定に基づき社会福祉法人に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置に係る国税庁長官の承認を受けるための要件に合わせてある、</p> <p>② また、この定数は、社会福祉法人のガバナンスを確保するためにも必要である</p> <p>としている。</p>	表3-2
<p>今回、7地方厚生局及び15都道府県における社会福祉法人の設立の認可の審査状況について調査したところ、全ての地方厚生局及び都道府県において、理事の定数については6人以上、監事の数については2人以上とすることを申請者に求めていた。しかし、所轄庁の担当者からは、役員数を充足するための新任役員を選任が困難、役員数の理事会への出席を確保することや出席率の低い役員扱いなどの課題の発生、役員数とガバナンスの効果との因果関係が不明であることなどを指摘する意見が聴かれた。</p>	表3-3
<p>社会福祉法人の運営における理事及び監事の役割の重要性に鑑みれば、当該法人のガバナンスを確保するために必要と考える役員数の確保を指導することはある程度理解できる。その一方で、比較的規模の小さい社会福祉法人に対し必要以上の負担を掛けるおそれもあり、また現に所轄庁の担当者からも上記のような意見が出されている。このような中で、社会福祉法第36条第1項で定める役員数の下限に上乗せする基準を社会福祉法人の設立の認可に当たり一律に適用することについて、「社会福祉法人のガバナンスの確保」をその理由に挙げるのみでは、その必要性や合理性に関する考え方の整理等が必ずしも十分になされているとはいえないと考えられる。</p>	
<p>なお、学校法人についても同様の非課税措置が設けられ、かつ、私立学校法に定める定数を上回る数の理事を置くことが当該措置を受けるための要件</p>	

となっているが、大臣所管法人の設立の認可に係る審査基準においては、私立学校法に定める定数を上回る数の理事を置くこととはしていない。

(注1) 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知)の別紙1

(注2) 上記連名通知の別紙2

**【所見】**

したがって、厚生労働省は、社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準等において定められている役員の定数について、現行のものを、必要性、合理性の観点から改めて検討し、整理した考え方を示すなどの措置を講ずる必要がある。

表3-1 社会福祉法人の役員の定数に関する規定

○ **社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）**

（役員の定数、任期、選任及び欠格）

第36条 社会福祉法人には、役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければならない。

2～4 （略）

（理事の代表権）

第38条 理事は、すべて社会福祉法人の業務について、社会福祉法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

（業務の決定）

第39条 社会福祉法人の業務は、定款に別段の定めがないときは、理事の過半数をもって決する。

（監事の職務）

第40条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 社会福祉法人の財産の状況を監査すること。
- 三 理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について監査した結果、不整の点があることを発見したとき、これを評議員会（評議員会のないときは、所轄庁）に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要があるとき、理事に対して評議員会の招集を請求すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（監事の兼職禁止）

第41条 監事は、理事、評議員又は社会福祉法人の職員を兼ねてはならない。

○ **社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号）（抄）**

別紙1 社会福祉法人審査基準

第3 法人の組織運営

2 理事

(1)・(2) （略）

(3) 理事の定数は6人以上とすること。

(4)～(8) （略）

3 監事

(1) （略）

(2) 監事は、法人の財産状況等の監査を行うものであることから、うち1人は法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る者でなければならないこと。また、監事が監査を行った場合には、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、法人において保存すること。

(3) 監事のうち1人は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者であること。

(4)・(5) (略)

#### 別紙2 社会福祉法人定款準則

第5条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 ○○名

(2) 監事 ○○名

2～4 (略)

(備考)

(1) 理事の定数は、6名以上とすること。

(2) 監事の定数は、2名以上とすること。

(中略)

(注) 下線は当省が付した。

#### 表3-2 社会福祉法人に財産を寄附した場合の譲渡所得の非課税措置制度

##### ○ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)(抄)

(国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税)

第40条 国又は地方公共団体に対し財産の贈与又は遺贈があつた場合には、所得税法第59条第1項第1号の規定の適用については、当該財産の贈与又は遺贈がなかつたものとみなす。公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人(法人税法別表第2に掲げる一般社団法人及び一般財団法人で、同法第2条第9号の2イに掲げるものをいう。)その他の公益を目的とする事業(以下この項から第3項まで及び第5項において「公益目的事業」という。)を行う法人(外国法人に該当するものを除く。以下この条において「公益法人等」という。)に対する財産(国外にある土地その他の政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。)の贈与又は遺贈(当該公益法人等を設立するためにする財産の提供を含む。以下この条において同じ。)で、当該贈与又は遺贈が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること、当該贈与又は遺贈に係る財産(当該財産につき第33条第1項に規定する収用等があつたことその他の政令で定める理由により当該財産の譲渡をした場合において、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得した当該財産に代わるべき資産として政令で定めるものを取得したときは、当該資産(次項及び第3項において「代替資産」という。))が、当該贈与又は遺贈があつた日から2年を経過する日までの期間(当該期間内に当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として政令で定める事情があるときは、政令で定める期間。次項において同じ。)内に、当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであることその他の政令で定める要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたものについても、また同様とする。

2～16 (略)

##### ○ 租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けようとする場合における社会福祉

**法人定款準則について（法令解釈通達）（平成 22 年 9 月 22 日付け課資 4－171 国税庁長官）**

**（抄）**

標題のことについては、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長から別紙 2 のとおり照会があり、これに対して別紙 1 のとおり国税庁長官名で回答したから、今後はこれによらねたい。

（中略）

**別紙 1**

租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定の適用を受けようとする場合における社会福祉法人定款準則について（平成 22 年 9 月 21 日付雇児発 0921 第 1 号照会に対する回答）（平成 22 年 9 月 22 日付け課資 4－170 国税庁長官）

標題のことについては、貴見のとおりで差し支えありません。

なお、これにより、社会福祉法人の適正運営が損なわれるようなことがあった場合、租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定の適用が受けられない場合があることをご承知置き願います。

**別紙 2**

租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定の適用を受けようとする場合における社会福祉法人定款準則について（照会）（平成 22 年 9 月 21 日付け雇児発 0921 第 1 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）

（中略）

つきましては、社会福祉法人に対する財産の贈与又は遺贈（その法人を設立するための財産の提供を含む。）があった場合における譲渡所得等について、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 40 条第 1 項後段の規定の適用を受けようとする場合において、別添社会福祉法人定款準則は、同法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 25 条の 17 第 6 項第 1 号の要件を満たすものであると理解しておりますが、これについて貴庁の見解を承知したいので照会します。

なお、これにより、社会福祉法人の適正運営が損なわれることがないよう、引き続き、社会福祉法人の指導監査に万全を期してまいる所存ですので、よろしくお取り計らい願います。

**別添**

社会福祉法人定款準則

第 5 条 この法人には、次の役員を置く。

（1） 理事 ○○名

（2） 監事 ○○名

2～4 （略）

（備考）

（1） 理事の定数は、6 名以上とすること。

（2） 監事の定数は、2 名以上とすること。

（中略）

表3-3 社会福祉法人の審査基準で定められた役員数に対する所轄庁の意見

内容
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 新任役員を選任が困難</li><li>○ 理事会への出席要請の負担及び理事会を欠席する役員の出現の危惧</li><li>○ 役員数とガバナンスの効果との因果関係が不明</li></ul>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 今回調査した設立認可法人からも、上記の各意見と同様の意見が聴かれた。